

平成 26 年 3 月 7 日

佐賀県「核燃料税」の更新

平成 25 年 12 月 24 日に佐賀県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料税の更新の理由

佐賀県においては、昭和 54 年 4 月に核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や環境保全対策、立地地域及び周辺地域における産業振興対策、民生安定対策等の諸施策の推進の財源に充ててきたところである。

平成 26 年 3 月 31 日に現行の核燃料税の課税期間が終了するが、福島第一原子力発電所の事故以降、これまで以上に住民の安心・安全対策等を実施していく必要がある。

そのため、今後も引き続き発生する多額の財政需要の不足額を充足させるため、課税期間を 5 年間延長するとともに、税率を 13% から 17% 相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100 分の 8.5 2. 出力割：46,000 円／千 kW／課税期間（3 ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）3,737 百万円 （平年度）3,737 百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	267 千円
課税を行う期間	5 年間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

担当：自治税務局企画課
今道（23514） 高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659